

市街化調整区域の許可等一覧

(沖縄県開発許可制度に関する運用基準は、平成29年5月1日のもの)

市街化調整区域では、開発行為（法 29 条）の申請が無い場合でも『許可不要証明』又は『新築等の許可（法第 43 条）』の申請が必要です。

開発行為とは、主として建築物等を目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。（運用基準 P 2～5）

用途	内容	手続き	運用基準	調整窓口	
住居系	一戸建て	農林漁業従事者の住宅	許可不要 (証明書の取得が必要)	P21- 22	土木事務所 建築班
		自己用住宅の緩和区域	法第34条第11号	P39-41	
		自己用住宅の緩和区域	法第34条第12号	P258	
	分家等	分家等	審査会提案基準第 1 号	P195、259	建築指導課 開発審査班
			審査会提案基準第 8 号	P198、263	
			審査会提案基準第 9 号	P198-199、264	
			審査会提案基準第13号	P200-201、265	
		孫分家（S49.8.1以降生まれの親から分家する場合）	審査会提案基準第18号	P204、269	
		事前承認地	審査会提案基準第 5	P196-197	
		収用移転（道路拡張等）	審査会提案基準第 6 号	P197、261-262	
	既存宅地 （S49.8.1前から宅地）	審査会提案基準第14号	P201-202、266		
		その他	その他	開発許可制度 運用指針 (国土交通省HP)	
	共同住宅 ・長屋等	収用移転（道路拡張等）	審査会提案基準第 6 号	P197、261-262	建築指導課 開発審査班
既存宅地		審査会提案基準第14号	P201-202、266		
非住居系	農林漁業用施設	許可不要 (証明書の取得が必要)	P21-22	土木事務所 建築班	
			P22-27		
			P27		
	日常生活に必要な店舗等 (敷地800㎡以内)	法第34条第 1 号	P35、P44-61 P257	土木事務所 建築班 ・ 区域面積 3,000㎡以上は 建築指導課	
	通所系の社会福祉法第 2 条に 該当する施設（デイサービス や診療所など）	法第34条第 1 号	P35、P257		
	法第34条 第 2 号～第 9 号該当施設	法第34条第 2 号～第 9 号	P36-39		
	収用移転（道路拡張等）	審査会提案基準 第 6 号	P197、261-262	建築指導課 開発審査班	
		既存宅地	審査会提案基準 第14号		P201-202、266
		その他	その他		開発許可制度 運用指針 (国土交通省HP)

※ そのほか提出書類の P70～P80、技術基準 P247～256をご確認ください。

※ 上記基準に該当しない建替等は、沖縄県建築指導課開発審査班（098-866-2413）にご相談ください。

※ 中部土木事務所：098-894-6513

南部土木事務所：098-866-1762